

○費用弁償制度は廃止を

議員の仕事で議会や委員会への出席は当然のこと。これに対して報酬を税金からいただくのだと思っていたら、それとは別に議会に出席しただけで「日当」的な「費用弁償」なるもの(さいたま市は日額 5000 円)が支給されると聞き、高木は驚きました。この制度は廃止されるべきですし、現に廃止している地方議会はいくつもあります。しかし、制度に反対でも、仕組上受取拒否や返納ができないため、高木は支給された全額を議員でなくなった際に(公選法上、議員でなければ市に寄附可)市に返還できるよう、別途管理する方法を取っています。